

## 身体拘束等適正化マニュアル

放課後等デイサービス ペップ

### (目的)

第1条 このマニュアルは、障がい者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、ニュータイプ株式会社が運営する「放課後等デイサービス ペップ」（以下、「事業所」という。）において、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用児の安全と人権保護の観点から身体拘束等を未然に防止するための体制及び身体拘束等が発生した場合の対応等を定め、利用児の権利利益の擁護を目的とする。

### (身体拘束の定義)

第2条 「身体拘束等」とは、当事業所の職員が利用者に対して行う次の行為をいう。

【緊急やむを得ない場合】※以下の全てを満たすことが条件。

切迫性	利用児本人又は他の利用児等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

### (身体拘束適正化委員会)

第3条 事業所は、身体拘束適正化委員会を設置し、当事業所で身体拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討するものとする。

- 2 委員会は委員長、委員をもって組織し、委員長は管理者とする。
- 3 委員の選任については、委員長が指名した者とする。
- 4 委員会は定期的に開催し、記録を整備する。
- 5 委員会の業務は、事業所内での身体拘束適正化に向けての現状把握及び環境の改善を図るとともに、身体拘束適正化について職員に周知し、定期的な見直しを行う。

### (身体拘束を受けた利用児や保護者への対応)

第4条 身体拘束の報告を受けた管理者は、身体拘束を受けた利用児の安全確保を最優先に行う。

- 2 身体拘束を行った職員に対し、身体拘束の状況を確認し、利用児及び他の利用児等が安心して過ごせる環境づくりを行う。
- 3 管理者は、身体拘束を受けた利用児や保護者に対して身体拘束をした経緯、内容等を説明する。

### (身体拘束適正化に向けた措置)

第5条 委員長は、身体拘束適正化委員会を開き、身体拘束適正化に向けて協議・検討を重ね、身体拘束の再発防止策を検討する。また、必要に応じて利用者等とも協議の場を設ける。

2 委員長は、身体拘束が行われた経緯及び改善策を記載した改善計画を策定し、利用者等に説明する。

3 委員長は、身体拘束に関する研修を定期的実施する。なお、研修の実施に当たっては、虐待防止に関する研修と一体的に実施することも可能とする。

(身体拘束の記録・報告)

第6条 委員長は、身体拘束が行われた経緯を記録する。

2 委員長は、身体拘束が行われた利用児に対し、状況説明と改善に向けた支援方法について報告する。

附則

このマニュアルは、令和4年4月1日から施行する。